

第1章 大阪市環境基本計画

大阪市では、これまでも「大阪市環境基本条例」(平成7年4月施行)第8条に基づき策定した「大阪市環境基本計画」の取組みを進め、大気環境や水環境の改善、CO₂*排出量やごみ処理量の削減を進めてきました。

しかし、地球温暖化*や生物多様性*の保全などが大きな問題となっている現在、安全で健康・快適な生活を営むことができる良好な都市環境を確保するには、さらなる施策を進めていく必要があります。

また、持続可能な社会をつくるには、地球環境の保全と経済発展の両立を図る必要があります。大阪市では、経済成長戦略において環境・エネルギー関連産業の振興を最重要分野のひとつに位置付けています。大阪市の環境施策を取り巻く課題とこのような状況を踏まえ、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざした今後の環境施策の方向性を示すため、平成23年3月、

新たな「大阪市環境基本計画」を策定しました。

計画の対象

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、都市環境だけでなく、自然環境、地球環境までも含むものです。

計画の期間

2011(平成23)年度から2020(平成32)年度までの10年間

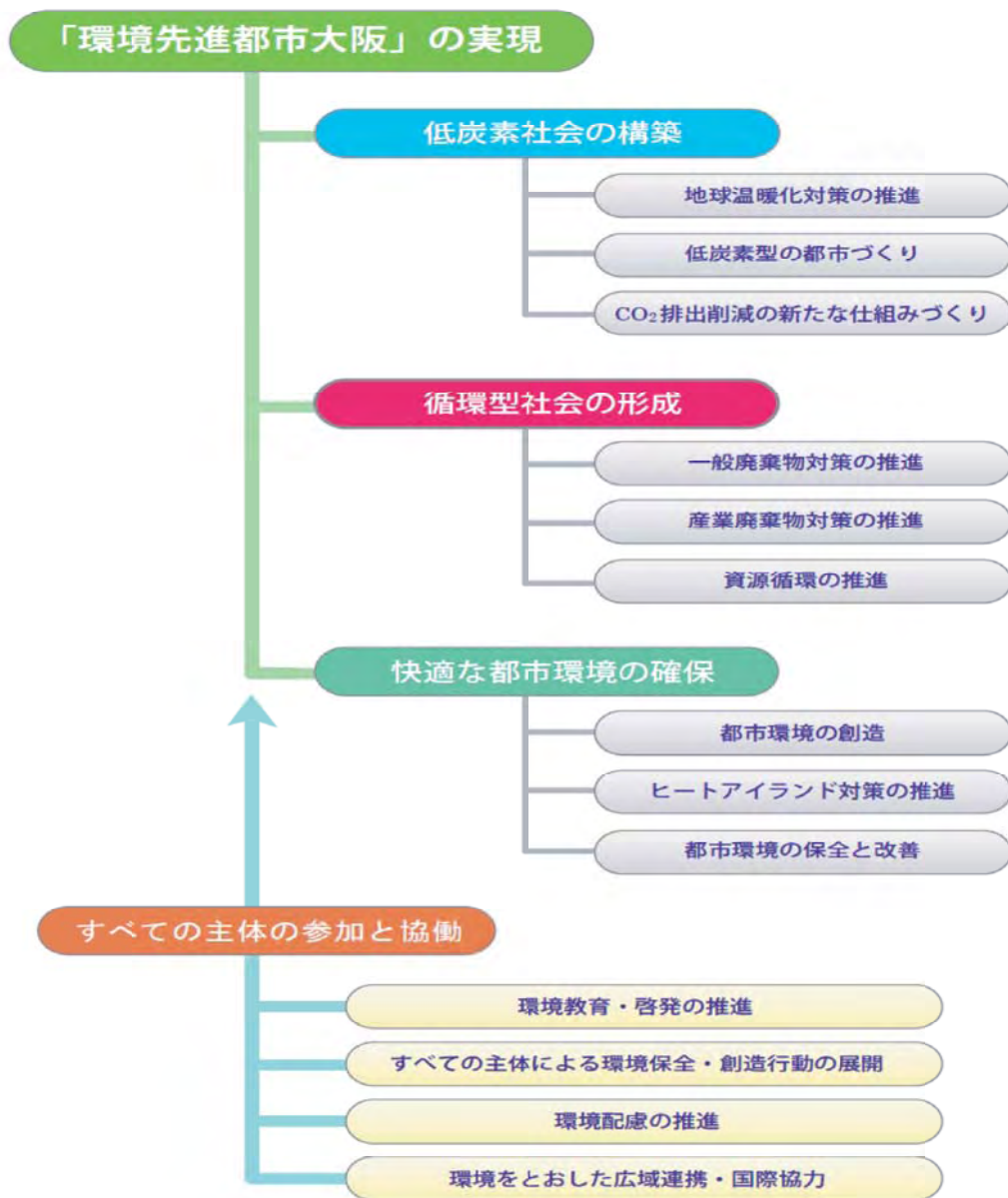
計画のめざすもの

「低炭素社会*の構築」、「循環型社会*の形成」、「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境施策の柱とし、「すべての主体の参加と協働」のもとで施策を進め、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざします。



「大阪市環境基本計画」の構成

「環境先進都市大阪」の実現に向けた施策の体系



計画の推進

本計画の施策は、市民等との連携・協働や、周辺自治体との連携をととして推進することとしています。

また、計画の推進にあたっては、施策の実施状況等を点検・評価し、継続的な改善を進めることを基本とし、評価結果については環境白書などで公表します。